

# 繁文縕禮の裏 甚だしきもの

政府に篆文縛禮の廢すべきもの一にして足らざれども我輩の所見を以てすれば就中會計出納の規定手數の如き篆文縛禮の最も大なる者にして第一に改正の必要を認むる者にして是の事情を問はずして之を非難するが如き迂闊の譏を免かれざる可し別へば此程文部省にて各種の訓令資格等を一括廢止したるが如き至當の處置なれど其訓令省令を發したる當時の必要に出でたるものにして決して非難す可らずと雖も今日と爲りては必要の事情既に去りて只篆文縛禮の煩累を遣すのみなりと云ふ須らく大に改正を加へて其煩累を省く可さむのなり抑も明治十四五年來は藩閥政府全盛の時代にして彼の公侯伯子男孫の爵位を設け維新の舊落書生輩が遂に華族に化して大に得意を催はし又世襲財産の制を定めて自家の財産の維持法を謀るなど傍若無人の舉動を演じて若しも世間の人目なかりせば或は土地を所謂して恰も封建時代の大名とも爲り兼ねまじき勢を呈したり現に或る新華族の如きは屋敷の地を求めるとして頻りに舊藩の城跡を捜索したるの奇歎あり我輩の今に記憶して笑柄に供する所なり又或時某省の御用と稱して北海道より煉瓦を取寄せ東京の或河岸に陸揚したると中に煉瓦は何時しか消失せて行く所を知らず癡に其行術を尋ねれば何ぞ圖らん既に某省大臣の邸宅と化し去りたるなどの怪事さへなきに非ず亂暴至極の始末にして以て内部の紊亂を見る可しと雖も當時の民論は尙ほ迂遠にして只渙然たる藩閥の攻撃に止まり斯る急所にまで立入て其非を許すべく得ず此僅に看過するときは如何なる失體を極むるやも知る可らずす餘りに堪へ難き次第なれば何とか工風を運らして漸次に整理の法を立てざる可らずとて部内に於ても大に苦心したるものなきに非ず是以てか威る外國の例に倣ふて會計検査院なるものを設け一切の會計を検査せしむるひと爲したるは思ふに苦心慘澹の結果にして當時の事情に鑑ては萬々止むを得ざるの必要に由れたるふとならん我輩の體に認むる所なり然るに其後歲々次第に推移して國會開設の期もいよいよ近づきたるに付き政府に於ては必ずしも會計監視の必要を感じて部内の始末を

と共に會計法を公にし次で會計検査院法を實して檢査院をば天皇直轄の下に設立行政權の外に獨立せしめて大に其權限を擴張せたり蓋し從來の不始末を正し會計の取締を嚴密にして一錢一厘の微も出納の道を明にするの精神に出でたるものにして其精神に於ては決して非難す可きの理由を見ずと雖も擬實際の事に當りて見れば會計規則の煩雜なると検査法の詳細に涉るが爲めに非常の手数を要し政府の會計事務は單に其手數の爲めに忙殺せられて日も亦給らざる有様なりと云ふ今その例を示すが爲めに現に各省に於て取扱ふ所の收支支用及解済は各所屬局課より其時々通知書を以て其氏名俸給及び探、解の年月日の通知を受くるふと

(十二)前項通知を受けたる債権者（直接交付のもの）は領收證と通知書とを持參し、  
面には通知書を要せず、臨時交付の分に對して、通知書を發する。  
は一面には仕拂命令を中央金庫に送付し、  
而には仕拂命令を債主に向て郵送するのみ。右  
通知を受けたる債主は裏面に式の如く記名  
調印し、所在地金庫に差出し其仕拂を受くる。  
ものにして該仕拂をなしたる金庫は之を中央  
金庫へ回付し來るを中央金庫は之を取扱  
め仕拂命令官に送付し来る。

(十三)命令掛主任は一面に於ては其領收證の  
金額年月日氏名等各要件を交付すべき命令  
に對照し、命令の番號と領收證に記入し、一箇  
に於ては受取人の印影は豫て届け居る印鑑簿  
簿に對照し、相違なしを見認めたるときは仕  
拂命令を交付し、其徵收したる領收證は當該  
拂命令を交付し其徵收したる領收證は當該  
支出回議に添付し置く。

(十四)命令掛主任は一日の集計を以て支出  
金月額整理簿（金庫に通知しある月額仕拂  
豫算に對照し差引をなす爲めに設けたる帳簿  
なり）に登記し、之を支出簿擔任者に回付す  
る。

(十五)支出簿擔任者は前項一日の支出金を各  
項目に集計し、各其口座に登記する。

(十六)支出簿擔任者の前項の登記を了したる  
ときは之を検査掛に回付する。

(十七)検査掛は前項支出済回議に依り義に登  
記し置てる約束の金額を整理して其記帳の  
年月日を當該區畫に記入して之を出納掛に  
返付する。

(十八)前項返付を受けたる出納掛は支出金整  
理簿（本簿は支出計算書を調製する爲めに設  
置したるものにして各節に口座を分けてある  
）擔任者に於て各其所定の口座に登記を了す  
し之を譲渡會理主任に交付する。

(十九)第十一項に立戻り案内を受け仕拂をな  
したる當該中央金庫は一ヶ月經過の上翌月  
上旬を以て一般支拂金を各項に集計したる  
月計对照表に仕拂済命令を合算したる切算  
を添付し之を仕拂命令官に送付し、其の規定  
の如く對照表に證明を與へ命令官の捺印を押  
捺し該仕拂切符と共に之を中央金庫に  
返付する。

(二十)前項對照表を受けたる仕拂命令官は之  
を出納掛に交付し、支出金の對照をなさし、  
る。

(二十一)第十八項に立戻り支出金整理簿主任  
に於て一箇月分記入済を以て帳簿上該月分  
記の金額枚數に照合し、一面には支出簿各項  
の集計と照合し、各其正確を認めたらるときは  
規定の如く對照表に證明を與へ命令官の捺印  
を押捺し該仕拂切符と共に之を中央金庫に  
返付する。

(二十二)第十八項に立戻り支出来金整理簿主任  
に於て一箇月分記入済を以て帳簿上該月分  
の集計を以て、切算支拂金を各項に隨ひ之を  
帳簿回議と共に之を證憑書會理主任に交付す  
る。

(二十四)検査掛は前項の計算書及證憑書を  
件毎に點檢し、證明規程上間然する處なしし  
否を調查し、計算書配列の順序に隨ひ之を證  
憑書成冊して會計検査院へ送付案を具し、出  
掛首席員の押印を了し之を検査掛に回付す  
る。

(二十五)前項仕拂命令會理主任は各支拂済回議  
たるときは計算書に仕拂命令官の官印を捺  
し、之を會計課長即ち仕拂命令官に差出し其決  
を乞ふ。

以上の手續を以て支出金の始末を了するものとす右は單に支出の手續を示したるものにして其他收入並に物品代價支拂等の手續も大同小異の手數を要するものと知る可し而して右の手數は單に官廳内の事務のみに止まらず政府が商賣人より物品を買入るゝ場合は勿論、國庫より補助金を受ける鐵道汽船會社の如きも右の手數の爲めに迷惑を蒙るふと一方ならず要するに會計事務の如き思ふ存分に行はるゝふとならん今度の行政改革に付き政府に其きものにして若しも出來得る限り其手數を省きたらんには凡そ政府の事務の一半を減じ得て隨て官吏の減員の如き思ふ存分に行はるゝふとならん今度の行政改革に付き政府に其邊の考なきや如何、或は會計の手續を改め検査の法を簡易にするものは自から不始末の發生を免かる可らず會計紊亂の端を開くの恐れありなぞ掛念するものもわらんかなれども今日は人智大に進歩して社會の耳目甚だ明なる其上に言論の自由は政府の力をしてするに如何とも可らず例へば前に記したる燎瓦事件の如き當時に於ては世間に其秘密を知るもの少なく假合ひ之を知るも新聞の紙上など國會に提出するの法にして國會は實際に財政の監督者たるものなれば會計上に不正の事實からんには政府の責任を開ふて是非を正するに容易なり殊にいよ／＼政黨内閣の時代と爲り甲乙の政黨互に交代して政權を握るの場合には如何なる内幕の事實も政府更迭の後に至り反對黨に暴露せらるゝの恐もあるが故に殊に證する所なり然かのみならず歳出入の決算は受け之が爲めに政府の顛覆も免かれざるゝに若しも斯る奇怪事の行はるゝもどもあらん更に不正の手段を犯して自から傷くの恐を爲すものはある可らず我輩は今日の實際に會計出納及び検査の手續を現行法の如く嚴密に運営するの必要を認めざるものなり論へば警察官の如き本來人民を保護して其安全を謀る可きものなれども若しも巡査の輩が日々の起居動作にも干涉して五月蠅く世話をもあらんとする如き法の精神に於ては一點の非難もある可らず多々ます／＼細密ならしむるふとます／＼其精神に協ふふとならん事れども人智大に進歩して言論及び議會の制裁自から嚴重を加へたる今日、會計上の不正の如き實際に行はるゝ可らざるにも拘はらず飽くまでも不正の行はるものとして手續を細密にするときは或は會計検査院にも信と置く能はずして更に検査院の検査院を設くるに非ざれば安否す可し